別紙

利用料金について（介護）

平成29年4月1日～

（1）介護保険基準サービス（契約書第4条参照）

当施設が提供した利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、利用料金の大部分（介護保険負担割合証で示される割合）が介護保険から給付されます。

ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から、介護保険給付額を除いた金額（介護保険負担割合証で示される自己負担の割合）をお支払い下さい。但し、サービスの利用料金は、ご契約者の介護度と入居される居室の種類従来型個室か多床室（2人～4人居室）によって違います。

① 短期入所生活介護利用料　（単位：円）

要介護度	居室の種類	利用料／日	介護保険から給付される金額／日	自己負担額／日（1割負担の方）
1	従来型個室	5，790	5，211	579
	多床室	5，990	5，391	599
2	従来型個室	6，460	5，814	646
	多床室	6，660	5，994	666
3	従来型個室	7，140	6，426	714
	多床室	7，340	6，606	734
4	従来型個室	7，810	7，029	781
	多床室	8，010	7，209	801
5	従来型個室	8，460	7，614	846
	多床室	8，660	7，794	866

② 各種加算等　（単位：円）

加算等名称	内容	利用料／日	介護保険から給付される金額／日	自己負担額／日
送迎加算（送迎を行う場合）	自宅から苑へ送迎をした場合	1,840	1,656	184
機能訓練体制加算	機能訓練指導員を配置している場合	120	108	12
個別機能訓練加算（対象者のみ）	機能訓練指導員が個別に適切な訓練を行った場合	560	504	56
サービス提供体制強化加算Ⅰイ	介護福祉士を一定以上配置している場合	180	162	18
療養食加算（対象者のみ）	糖尿病食等を提供した場合	230	207	23
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員の処遇改善のため加算を頂くもの	介護ｻｰﾋﾞｽ費総額×8．3%を乗じた額(A)	金額(A)に0.9を乗じた額	金額(A)に0.1を乗じた額

夜勤職員配置加算Ⅰ	夜間に職員を基準以上配置している場合	１３０	１１７	１３
看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	看護師を一定以上配置している場合	１２０	１０８	１２
緊急短期入所受入加算（対象者のみ）	緊急的な受け入れを行った場合（１４日限度）	９００/日	８１０/日	９０/日
医療連携強化加算（対象者のみ）	喀痰吸引対象者等の状態の者	５８０/日	５２２/日	５８/日

＊特別養護老人ホームの空床を利用される場合は若干の変動があります。

③　介護保険給付対象の生活費

寝具類、おむつ類、日常的な衣類の洗濯費等は利用料金の中に含まれています。

（2）介護保険基準外サービス（契約書第５条参照）

①滞在（居住）に関する費用～尚、当苑は従来型個室と多床室の居室の構成です。

（入所、退所の時間に関わり無く、１日当たりのご負担です）

②食事に関する費用

＊①②とも、ご契約者の所得等によって負担金額（負担限度額）が違います。世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や、生活保護を受けておられる方の場合は、負担が減額されます。ご自分の「負担限度額認定証」をご確認いただき、下記の当てはまる段階の料金をご覧下さい。

【負担軽減措置の無い方】

〇基準費用額（第４段階）

部屋	居住（滞在）費（円）	食事に関する費用（円）
従来型個室	１，１５０	１，３８０
多床室	８４０	１，３８０

⇩

朝食	昼食	夕食	１日の合計金額
３８０	５５０	４５０	１，３８０

※食事代について、朝食、昼食、夕食とそれぞれ実際に食事をされた食数で計算いたします。（ただし、食事の準備をした後のキャンセルは料金をいただきます。）

【負担軽減措置のある方】（１日当たりの負担限度額）

〇利用者負担　第１段階

部屋	居住（滞在）費（円）	食事に関する費用（円）
従来型個室	３２０	３００
多床室	０	３００

〇利用者負担　第２段階

部屋	居住（滞在）費（円）	食事に関する費用（円）
従来型個室	４２０	３９０
多床室	３７０	３９０

〇利用者負担　第3段階

部屋	居住（滞在）費（円）	食事に関する費用（円）
従来型個室	８２０	６５０
多床室	３７０	６５０

※食事代について、負担軽減のある方も、朝食、昼食、夕食とそれぞれ実際に食事をされた食数で計算し、負担限度額内でご負担いただきます。（ただし、食事の準備をした後のキャンセルは料金をいただきます。）

③特別な食事の費用～

酒、外部注文の食事等の特別献立の食事の費用は、実費をいただきます。

④レクリエーション、趣味活動～

ご契約者の希望で参加していただく場合、材料代金の実費をいただく場合があります。書道、お花、絵手紙、折り紙、音楽等の各クラブがあります。

⑤日常生活上必要となる諸費用実費～

上記の他、日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に関する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものに係る費用をご負担いただきます。

⑥通常の事業実施区域外（出雲市佐田町外）への送迎～

出雲市佐田町以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、事業実施地域外（営業地域外）からご自宅までの間の送迎費用として、下記の料金をいただきます。

利用料金：１ｋｍ当たり　　１５円

（3）下記に当る方については、当分の間、多床室の介護料金、滞在（居住）に関する費用をいただきます。

① 感染症や治療上の必要などの事情により一定期間（３０日以内）個室への入所が必要な場合（医師の判断が必要）

② 著しい精神症状により、多床室では同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼす恐れが高く、個室以外での対応が不可能な方（医師の判断が必要）